

申2号「就業規則の改正等について」団体交渉を行う！ その1

私たち JR 東労組ステーションサービス協議会は、3月9日「就業規則の改正等について」団体交渉を行った。先般、猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）について、予防対策や体調管理に努力してきた。会社として感染拡大を防ぐ努力をさらに行うべきである。

就業規則の改正等を行うことを通じて、私たちはさらなる労働条件の向上とより柔軟な働き方を求めていく考えである。また、「安全」で働きがいのある職場を実感できる制度とするために、真摯な議論と回答をいただくことを要請した。

申2号の交渉経過については、以下の通りである。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防について議論する。

《組合》新型コロナウイルス（COVID-19）の国内感染が拡大する中で、ステーションサービスで働いている全社員が日々の業務で感染しないために、手洗い・マスク・アルコール消毒等の予防対策に努力してきた。会社と議論して協力して乗り越えたい。

《会社》現場の第一線でお客さま対応している社員のみなさんも不安があると思うが、日々の業務に尽力していることに感謝している。会社としても出来る対策はとり、出来る限り努力する。感染拡大を防ぎ、一刻も早く終息するのは会社も一緒であり、協力して対応したい。

1. 就業規則の改正等の目的を明らかにすること。

《会社》より一層魅力ある企業づくりを進めるとともに、全雇用区分の多様な働き方の実現やモチベーションの向上を目的としている。

《組合》今後の方向性のポイントはあるのか。

《会社》今回の改正は、2019年度に引き続きである。元を辿れば、人事賃金制度も労働条件も大きく向上させてきた。社員にとって魅力ある企業づくりという点では、労働条件だけではないが、賃金を中心とした労働条件の向上は1つの大きな要素である。

2. 現時点での社員数及び雇用区分を明らかにすること。

《会社》2020年2月1日現在で約3,200名である。

《組合》3,200名と言われたが、詳しい内訳を聞きたい。

《会社》社員が1,130名、嘱託・契約が120名、パートが240名、その他1,650名が出向・エルダー社員である。